豊岡市空家等対策計画【概要版】

※本計画においては、特措法に基づくものは『空家等』とし、それ以外は「空き家」と表記します。 その他、統計や条例で使用されている表記に従うものとします。

第1章 計画の趣旨と計画期間

■策定の背景と計画の目的

- ○適正な管理が行われないまま放置された空家等が社会問題化しており、国は抜本的な解決策として「空家等の対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)を施行
- ○空家等に関する基本的な対策を、総合的かつ計画的に推 進するために策定した計画

■対象とする空家等の種類

〇空家等<法第2条第1項>

建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用が なされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう

〇特定空家等<法第2条第2項>

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

■計画の期間、対象地区

- ①計画期間 令和 5 年度~令和 14 年度(10 年間)
- ②対象地区 市内全域



図-1 計画の対象となる「空家等」

第2章 豊岡市の空家等の現状

- ○総務省の住宅・土地統計調査では、豊岡市の 平成30年の空き家数は5,850戸で、増加傾 向にある。空き家率は16.2%で全国や県と比 較すると高い。
- ○令和4年度に全区長アンケート調査を実施 した結果、本市の危険空家等は284戸。
- ○人口の減少や高齢者夫婦・高齢者単身世帯が 増加しており、今後さらに空き家が増加する ことが見込まれる。

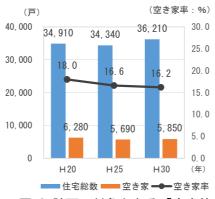


図-2 計画の対象となる「空家等」

調査時期	危険空家等戸数			
平成 29 年度 空家等実態調査	175 戸			
対策の実施、年 1 回現地確認 区長・市民等からの情報提供				
令和4年度	145 戸			
+				
令和4年度 空家等実態調査 (新規案件の追加)	139 戸			
合 計	284 戸			
図-3 典岡市空家等調査結里				

図-3 豊岡市空家等調査結果 (令和4年12月末時点)

第3章 空家等の対策の実施状況

■空家等の適正管理の促進

- ○管理不全な状態の空家等に対し、適正管理 や改善を依頼
- ■移住・定住促進と連携した空家等対策の 実施
- ○令和2年に空き家内部の清掃費用の一部を 支援する制度を創設。令和4年には地域コ ミュニティ組織が清掃する場合にも一部 費用を支援するように、制度を拡充
- ○「飛んでるローカル豊岡」に掲載している 物件を購入・賃借する場合に、改修費用の 一部を支援

■特定空家等に対する措置

○特定空家等に対し、法に基づき 行政措置を実施

【H29~R4 年 12 月末までの実績】

・助言・指導:16件・勧告:3件・略式代執行:2件

○特定空家等の除却に対し、費用 の一部を支援

■評価指標の達成状況

評価指標	目標値	達成状況
①広報等による啓発 活動	2回/年	未達成
②法第 12 条に基づく 適正管理の依頼	5件/年	達成
③「飛んでるローカル 豊岡」掲載物件の改 修等に要する費用 の一部を補助	10 件/年	達成
④市内の空き店舗、空き家、空き民宿等を活用した店舗開業	10 件/年	未達成
⑤データベースに登録された老朽危険空家等の除却	2件/年	達成

第4章 空家等の課題

- ○所有者や相続人等の管理者意識の啓発等、空き家化 させない取組みが必要
- ○移住・定住促進等の取組みを通して、空家等の利活 用件数の増加や中古住宅流通の促進につなげるこ とが必要
- ○管理不全な危険空家等の早期解消を進めることが必 要
- ○伝統的建築物や歴史的建築物保全、景観形成の観点 からも空家等対策の取組みが必要

第5章 空家等対策に関する基本的な方針

■基本方針

基本方針は、前計画と同様に「適正管理の促進」、「利活用の促進」、「特定空家等の措置」に設定

基本方針

基本方針1 適正管理の促進

取組み施策

【所有者等による空家等の適切な管理の促進】

- ・所有者等の意識の醸成
- 所有者等への情報提供:居住中の場合は特措法外
- ・適正な管理の促進への取組み

基本方針2 利活用の促進

【空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進】

- 所有者等による空家等の利活用の促進
- ・移住定住者による空家等の利活用の促進
- ・地域や地区による多様な利活用の促進

基本方針3 特定空家等に対する 措置

【特定空家等に対する措置/その1】

- 現地調査
- 適正管理の依頼

【特定空家等に対する措置/その2】

- 特定空家等の判断
- 特定空家等に対する措置
- ・老朽危険空家等の除却に対する支援制度

図-4 計画の対象となる「空家等」

第6章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

■所有者等の意識の醸成

- ○所有者等へ意識の啓発や働きかけ
- ○所有者等の相談体制の強化

■所有者等への情報提供

- ○ホームページや広報等よる情報発信
- ○SNS やホームページを活用した情 報発信方法の工夫
- ○市税部局、福祉関連施設や部局等 との連携による情報提供

■適正な管理の促進への取組み

- ○法 12 条に基づく適正管理・改善依 頼の通知
- ○地域での見守り・働きかけの促進 と、地域組織活動の支援策の検討
- ○適切な相続登記等の促進

■空家等の所有者になる可能性

誰もが空家等の所有者又は管理者になる可能性があります。

①一人暮らしをして いた高齢者が施設

に入所するケース

②親(親族)が亡くなり、実家を 相続するケース(法定相続人で あることを自身が認識していな

いケースも)



③転勤等により、家族 で引っ越すケース





居住中

空家等

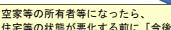
特定

空家等

跡地

活用





住宅等の状態が悪化する前に「今後、空家等をどうするか」を検討



老朽・危険空家等化



- ・倒壊した場合、損害賠償 の発生のおそれ
- ・固定資産税の特例適用 外のおそれ
- ・周辺への影響で多額の 対策費用発生のおそれ

■適切な管理の検討

- ①定期的な点検
- ②荷物の整理
- ③信頼できる空家等 管理サービスの利 用等の活用

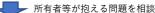
■相続(権利関係)の整理

- (予防のため方針検討) ①空家等になった時の方
- 針(売却、解体) ②必要な手続きの確認と 実施 (相続手続)
- ③空家等除却後の譲渡所 得の特別控除等活用

■活用の検討

①売却・賃貸

- 不動産業者、空家 等の活用ポータル サイトへの相談
- ②住まいの健康診断 ③空家等の除却



豊岡市空家等相談窓口(都市整備部建築住宅課) 連携するひょうご空き家対策フォーラムによるサポート 等

図-5 所有者等による空家等への対応イメージ

等

第7章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

■所有者等による空家等の利活用の促進

- ○空家等の流通促進に向けた、所有者等のニーズに応じた情報提供と支援策の充実
- ○耐震診断・耐震改修工事の補助事業を活用した住宅 の質の維持・向上

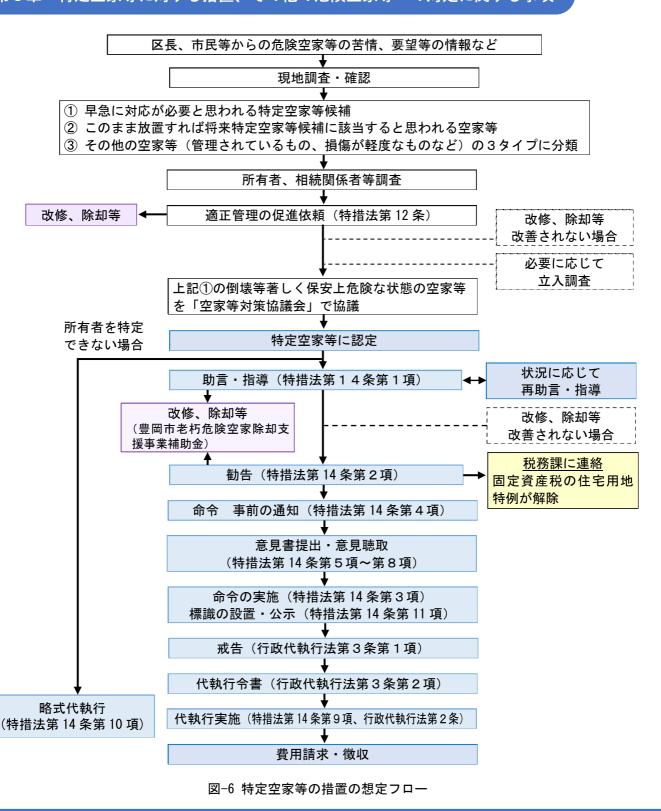
■移住定住者による空家等の利活用の促進

- ○市の移住促進事業を活用した、空家等の利活用の促進
- ○兵庫県と連携した空家等の利活用の促進

■地域や地区による多様な利活用の促進

○地域の活性化につながる空家等の多様な利活用への 協力

第8章 特定空家等に対する措置、その他の危険空家等への対処に関する事項



第9章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

■市の相談窓口

○都市整備部建築住宅課

■地域や関係機関との連携

- ○地域の実情に詳しい地域コミュニティ組織や NPO 等との連携による空家等の情報収集や空家等対策の普及
- ○専門的な内容等は、関係団体との連携による情報提供等の支援
- ○ひょうご空き家対策フォーラムとの連携による、法的サポートの紹介や専門業者の紹介等による、問題解決への 支援

第10章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

■豊岡市空家等対策協議会

○専門的な視点に立ち、必要な事項について議論

■老朽危険空家対策庁内検討会

○庁内関係部署による「老朽危険空家対策庁内検討会」を活用し、関係部署間での情報交換、情報共有、連携した 取組みを進めるとともに、「豊岡市空家等対策協議会」の意見を聞き、空家等対策に取組む

■関係機関等との連携

○国・県など公的機関との連携と情報共有を積極的に進め、空家等対策に取組む

豊岡市空家等対策協議会

- ・空家等対策計画の作成変更、実施に関する事項等の協議
- ・特定空家等に関する事項等の協議 など

豊岡市

- ・空家等対策計画の作成・変更
- ・空家等対策の実施、相談等
- ・特定空家等の認定、措置の実施 など (老朽危険空家対策庁内検討会と連携)

国・県等の公的機関

・法務局、消防、兵庫県、 警察など

連携

連

地域コミュニティ組織、住民組織、NPO法 人、シルパー人材センター

- ・地域内での見守り、働きかけ
- ・地域での空家等の管理
- ・地域における空家等活用 など

N P O 法 相 報 報 報 支援•指導

ひょうご空き家対策フォーラム

- ・売買、賃貸
- 権利調整や登記等

連携

• 事前調査、住宅診断

連

・解体等の相談

相談·依頼

など

助言・提案

相談・依頼

働きかけ 支援

空家等所有者

空家等の適切な管理、空家等の利活用、空家等の除却 など

図-7 関係機関と連携した実施体制

第 11 章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

■計画の評価・分析の実施

○本市では空家等対策の推進の目安として成果指標を設定

成果指標

項目	内 容	目標
①空家等問題の啓発	市広報での空家等の関連情報の掲載回数	2 回/年
②適正管理の促進	特措法第 12 条に基づく適正管理の依頼件数	10 件/年
③空家等の利活用の促進	「飛んでるローカル豊岡」に新規に掲載された空家等の件数	100 件/年
④空家等の利活用の促進	「飛んでるローカル豊岡」に新規に掲載された空家等の売買・ 賃貸の成約件数	50 件/年
⑤老朽危険空家等	データベースに登録された老朽危険空家等の除却件数	10 件/年

■特定空家等の判断基準について

○国の特定空家等の判断の参考となるガイドラインを踏まえ、本市の判断基準を作成し評価